

京都府スキー連盟教育部公式 SNS 運用ガイドライン

(目的)

第1条 京都府スキー連盟教育部公式 SNS 運用ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)
は、京都府スキー連盟教育部(以下「教育部」という。)が運営する公式 SNS の適正な運用
を図り、教育部の活動内容を広く正確に伝え、行事の参加促進及びスキーマー・スノーボ
ーダーの裾野拡大に寄与することを目的とする。

(対象媒体)

第2条 教育部の運営する公式 SNS の媒体は、「Facebook」及び「Instagram」とする。

(掲載内容の制限)

第3条 公式 SNS に投稿する内容は、原則として「京都府スキー連盟公式ホームページ(以
下「府連 HP」という。)」にすでに掲載されたお知らせ、行事案内、活動報告、リザルト等
に限るものとし、SNS 独自の記事作成や未確定情報の投稿は行わないものとする。

- 2 府連 HP で精査・承認された情報のみを発信することで、情報発信の正確性を担保し、誤
解やトラブルを未然に防止する。
- 3 公式 SNS の投稿には原則として府連 HP の該当ページへのリンクを付与し、詳細情報の確
認や各種申込は府連 HP へ誘導することを基本とする。
- 4 教育部担当者は、投稿内容が府連 HP に掲載された情報であることを事前に確認した上
で、公式 SNS へ転載・投稿を行う。

(運用・管理体制)

第4条 アカウントの開設及びログイン情報は、個人ではなく、教育部において共有・管理
する。

- 2 登録メールアドレスには、個人用ではなく組織用の共有アドレスを使用する。

(コメント等の対応及び禁止事項)

第5条 原則として、公式 SNS 上のコメントやダイレクトメッセージ(DM)に対する個別返
信は一切行わないものとする。

- 2 各アカウントのプロフィール欄等に「※SNS からの個別の質問やお問い合わせにはお答
えできません。恐れ入りますが、京都府スキー連盟公式ホームページのお問い合わせフォ
ームよりご連絡ください」と明記する。
- 3 次に定める禁止事項に該当する投稿(コメント等)は、予告なく削除することがある。
また、当該内容の投稿者について、以後の投稿やアクセスをブロックする場合がある。
 - (1) 法律、法令に違反する内容、又は違反するおそれがある内容
 - (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
 - (3) 政治、宗教活動を目的とするもの

- (4) 著作権、商標権、肖像権など第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人権・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽、事実と異なる内容、単なる噂及び噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等を含むもの
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) その他、教育部が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

(プライバシー及び著作権への配慮)

第6条 公式 SNS に掲載する写真及び動画等は、府連 HP で使用しているものに準ずる。肖像権並びに個人情報の保護については、府連 HP における開催要項等の同意事項に則るものとする。

2 公式 SNS に掲載している個々の情報（テキスト、画像、動画等）に関する著作権は、教育部又は正当な権利を有する者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

3 他者の著作物や画像を無断転載しないこととし、外部の素材を使用する場合は、利用規約を遵守するものとする。

(トラブル発生時の対応)

第7条 万が一、誤情報の投稿やトラブルが発生した場合は、速やかに該当投稿を削除・修正し、教育部長に報告の上、適切な措置を講じる。

(免責事項)

第8条 利用者が公式 SNS に掲載されている情報を用いて行う一切の行為に対して、教育部は何ら責任を負わないものとし、いかなる場合であっても、利用者が被った損害について一切の責任を負わない。また、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより生じたいかなる損害についても、教育部は一切の責任を負わないものとする。

(改廃)

第9条 本ガイドラインの改廃は、教育部理事会の承認を経て行うものとする。

附 則

本ガイドラインは、2026 年 9 月 15 日より施行する。